

「インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成21～25年度)

(対象：正会員・準会員191行、単位：件、百万円)

1. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成21年度	17	16	0	0
平成22年度	35	26	1	9
平成23年度	87	132	19	103
平成24年度	105	120	1	4
平成25年度	985	1,249	37	185

2. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成21年度	13	12	92.3%
平成22年度	34	34	100.0%
平成23年度	87	84	96.6%
平成24年度	100	95	95.0%
平成25年度	978	968	99.0%

- (注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動された等、本人以外による預金等の不正な払戻しが発生しており、資金移動後、振込資金がすでに引出されるなど被害者に返還できない件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。
- (注 2) 「時期」とは当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。
- (注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。
- (注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

「インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成26年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員192行、単位：件、百万円)

1. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成26年度	1,094	1,218	121	462
平成27年度	1,216	1,264	64	518
平成27年 4月～6月	305	404	10	65
平成27年 7月～9月	276	218	33	363
平成27年10月～12月	173	175	16	59
平成28年 1月～3月	462	468	5	30
平成28年度	584	706	54	234
平成28年 4月～6月	234	214	22	29
平成28年 7月～9月	95	130	5	59
平成28年10月～12月	184	275	18	98
平成29年 1月～3月	71	87	9	48
平成29年度	251	476	33	266
平成29年 4月～6月	60	117	10	70
平成29年 7月～9月	73	117	11	86
平成29年10～12月	53	77	11	108
平成30年 1月～3月	65	166	1	2
平成30年度	97	231	4	10
平成30年 4月～6月	97	231	4	10
平成30年 7月～9月				
平成30年10～12月				
平成31年 1月～3月				

2. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成26年度	1,052	990	94.1%
平成27年度	1,107	1,088	98.3%
平成27年 4月～6月	277	267	96.4%
平成27年 7月～9月	253	249	98.4%
平成27年10月～12月	162	161	99.4%
平成28年 1月～3月	415	411	99.0%
平成28年度	563	523	92.9%
平成28年 4月～6月	221	202	91.4%
平成28年 7月～9月	88	81	92.0%
平成28年10月～12月	184	178	96.7%
平成29年 1月～3月	70	62	88.6%
平成29年度	225	202	89.8%
平成29年 4月～6月	58	51	87.9%
平成29年 7月～9月	67	60	89.6%
平成29年10月～12月	46	40	87.0%
平成30年 1月～3月	54	51	94.4%
平成30年度	35	35	100.0%
平成30年 4月～6月	35	35	100.0%
平成30年 7月～9月			
平成30年10月～12月			
平成31年 1月～3月			

(注 1) アンケート結果は、自行的お客さま(預金者)からの申出があり、当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動された等、本人以外による預金等の不正な払戻しが発生しており、資金移動後、振込資金がすでに引出されるなど被害者に返還できない件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注 5) 平成26年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。